

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和3年6月29日（火）午前9時00分～午前9時21分
- 2 場 所 Web会議
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和2年度各部の方針の取組状況について」の説明をお願いします。

部 長 令和2年度の各部の方針の取組状況について、各部から提出していただいた内容を取りまとめたので審議をお願いします。取りまとめに当たっては、部の方針に対する取組状況であるという観点から、令和2年度に設定された部の方針に沿った記載内容となるよう整理しました。

 本内容について、各部で改めて確認いただき、修正等がある場合は、7月1日までに政策室へ連絡をお願いします。

 その後、再度庁議にて審議いただき、決定したいと考えています。決定後は、広報こまえ8月1日号及び市ホームページで公表します。

市 長 特に意見等なければ、次回以降の庁議で継続審議とします。続いて、審議事項2「狛江市交通安全計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部 長 現行の狛江市交通安全計画が終了したことに伴い、改定を行うため、交通安全対策会議において議論検討を行い、この度素案がまとまりましたので、審議をお願いします。

 狛江市交通安全計画（素案）は、国及び東京都と連動し、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とした、市における交通行政の基本方針を示すものになります。

 計画内容について説明します。素案の構成についてですが、まず第1章は交通安全計画について、第2章は交通事故の現状等、第3章は計画の目標等として、計画の位置付けのほか、基本理念及び施策体系をまとめています。第4章は重点施策の5点を掲げており、自転車の安全利用の推進、高齢者・子どもの交通安全の確保、二輪車の交通事故の防止、飲酒運転の根絶及び交通安全意識の向上について、取り組むべき内容を記述し、それぞれ施策の体

系を示しています。最後の第5章に分野別施策を示し、分野別施策である道路交通環境の整備、交通安全意識の普及・啓発、道路交通秩序の維持、安全運転の確保、救助・救急体制の整備、被害者の救済及び災害発生時における交通対策の7点を掲げています。また、参考資料として、前計画の実績、委員名簿、狛江市交通安全対策会議条例、改定審議経過及び用語解説を記載しています。また、交通安全計画の素案の概要を別添資料としています。

本内容について各部で確認いただき、修正等がある場合は7月6日正午までに道路交通課まで連絡をお願いします。指摘事項を反映した案を再度、庁議にて審議いただき決定したいと考えています。

決定後は、7月15日から8月16日までの期間にパブリックコメントを実施します。また、7月21日午後7時から及び7月25日午前10時から、市民説明会を開催します。

市長 特に意見等なければ、次回以降の庁議で継続審議とします。

次に、報告事項1「令和3年狛江市議会第3回定例会関係事務日程について」を報告してください。

部長 提出予定議案締切を7月19日とし、その審議を27日の庁議においてお願いします。定例会議案原稿、行政報告、請願陳情状況報告、一般質問措置状況及び一部事務組合会議結果報告の締切を8月5日とし、定例会の告示は8月20日に行います。2ページ目に起案等のスケジュールを記載しています。

市長 続いて、報告事項2「令和2年度市税徴収実績（決算）について」を報告してください。

部長 令和2年度市税の徴収実績及び26市の徴収率の状況について報告します。

まず、市税徴収実績における徴収率等についてですが、市税の現年課税分と滞納繰越分を合わせた総合の徴収率については99.4%で平成31年度と同率であり、26市の順位は31年度と同様2位です。内訳についてですが、現年課税分の徴収率は99.6%で平成31年度と同率、順位は31年度の2位から1つ上がり1位です。滞納繰越分の徴収率は53.7%で平成31年度比5.7ポイントの増、順位は31年度の5位から2つ上げて3位です。

次に、国民健康保険税における徴収率等についてですが、現年課税分と滞納繰越分を合わせた総合の徴収率は94.0%で平成31年度比0.1ポイントの減、順位は31年度と同様2位です。内訳についてですが、現年課税分の徴収率は96.8%で平成31年度と同率、順位は31年度の2位から2つ下げて4位です。滞納繰越分の徴収率は42.6%で平成31年度比4.2ポイントの増、順位は31年度の7位から3つ上げて4位です。

市税の徴収率が平成31年度並みであったこと、また、滞納繰越分につい

ては増加した要因ですが、高い納税意識をお持ちいただいている大多数の市民の存在があるとともに、令和2年度からスマートフォン決済を取り入れ、収納チャンネルを拡充したことも要因の一つと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済状況を鑑み、滞納者の生活状況の把握に努めるとともに、納税者からの相談にはきめ細かな対応を行い、徴収猶予特例制度等の案内及び申請に基づく許可を適切に実施した一方で、未納者に対しては、文書、電話等による督促及び催告を実施し、未納状態が継続した場合は財産調査を実施したうえで、差押等の滞納処分や執行停止を適切に実施し、維持に努めたことも要因であると考えています。

今後についても、引き続き丁寧な徴収に努めるとともに、徴収率の維持・向上に努めます。

市長 続いて、報告事項3「狛江市立学校における一斉閉庁の実施について」を報告してください。

部長 学校における働き方改革の一環として実施している、狛江市立学校の一斉閉庁を令和3年度も実施します。

閉庁期間は、8月10日から8月13日までの4日間で、土日・休日を含めると9日間です。令和2年度同様、窓口業務や電話対応等は、原則行わないこととし、児童・生徒の登校や校内での部活動についても、原則行いません。周知についても令和2年度同様、学校を通じ保護者にお知らせを配布するとともに、広報こまえにも掲載します。なお、緊急連絡については、教育委員会事務局で対応します。

市長 その他ありますか。

部長 東京2020オリンピック聖火リレーについてです。

7月9日に市内で開催予定だった東京2020オリンピック聖火リレーについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止重点措置の適用期間中に当たるため、公道での走行の中止が決定されました。それに伴い、走行ルート等の交通規制及びミニセレブレーションは実施しません。また、町田市のセレブレーション会場におけるトーチキスに参加します。

また、まん延防止重点措置の適用期間後の7月12日から16日まで、引き続き多摩地域及び島しょにおいて実施予定でしたが、同様に公道での走行の中止及びセレブレーション会場におけるトーチキスの参加へ変更され、17日以降には特別区での実施が予定されていますが、今後の感染状況等により実施について判断されるとのことです。

市長 本件については早急に関係機関に周知するとともに、中止に伴い発生する手続きを遺漏なく進めてください。

他にありますか。

部 長 ジャックポット狛江における学生応援メニューの提供開始についてです。
6月30日から、ジャックポット狛江で学生応援メニューの提供を開始します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイトや仕送りが減り栄養バランスの取れた食事ができなくなった学生を支援するとともに、休業要請等により影響を受けた市民食堂の継続を目的に実施するものです。

対象は高校生以上で、学生証の提示により限定メニューを注文することができます。メニューは全4種類で、いずれも500円で大盛無料となっており、ドリンクバー付きのメニューです。市公式Twitter、市公式Instagram等での周知に加え、市内学生寮へのチラシ配布を行います。

市 長 他にありますか。

部 長 第45回 狛江市民まつりの開催日決定についてです。

書面開催にて実施された第1回狛江市民まつり実行委員会にて、令和3年度の市民まつりの開催日を11月14日に決定しました。

なお、令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底するとともに、規模を例年より縮小して実施する予定としています。実施内容の詳細については、今後実行委員会にて検討を進め、改めて周知します。

市 長 本件に関して、質問等ありますか。

副市長 会場はどこを予定していますか。

部 長 狛江第一中学校及び市民グラウンド等を会場とすることを検討しています。

市 長 他にありますか。

部 長 「親子でスポーツすごろくチャレンジ」についてです。

このイベントは、狛江市スポーツ推進計画に掲げる「新しい生活様式の中でのスポーツの推進」及び「スポーツ・運動を通じた心身の健康づくり」を目指したイベントです。

コロナ禍で運動量が減りがちな5・6歳児または小学生の親子を対象として、自宅でできるエクササイズのコツをオンラインでお伝えするため、元サッカー日本代表の三浦知良選手のパーソナルコーチを務める喜熨斗勝史さんの講演動画の配信と、7月18日及び23日に行うZOOMを使った、狛江市オリジナルスポーツすごろく体験の二本立てとなっています。また、イベント終了後も運動の継続を図るため、体験等の終了後にスポーツすごろくを使って自宅で運動を行っていただき、実施記録を市に提出することで、協賛の大塚製薬株式会社から提供いただいたスポーツドリンク等のセットをプレゼントします。

なお、実施に当たり、市内小学校にチラシを配布します。

市 長 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措

置法により、令和3年度の祝日に変更になっているため注意してください。変更後の日程ですが、海の日は7月22日、スポーツの日は23日、山の日は8月8日、それに伴う振替休日は9日になります。また、令和2年度から体育の日はスポーツの日に変更されています。

市民の方が混乱することのないように、市役所業務、公共施設施設、学校、市主催事業等に影響が無いか再度確認し、併せて周知を徹底してください。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7月6日午前9時00分から開催します。